

## 家庭裁判所出張所設置規則

昭和25年12月20日最高裁判所規則第32号

改正 昭和27年6月12日最高裁判所規則第14号  
昭和27年10月1日最高裁判所規則第27号  
昭和28年4月23日最高裁判所規則第8号  
昭和28年9月4日最高裁判所規則第15号  
昭和29年4月24日最高裁判所規則第2号  
昭和30年3月1日最高裁判所規則第2号  
昭和30年7月8日最高裁判所規則第5号  
昭和31年4月30日最高裁判所規則第6号  
昭和31年7月4日最高裁判所規則第11号  
昭和32年4月18日最高裁判所規則第4号  
昭和32年10月19日最高裁判所規則第18号  
昭和33年12月5日最高裁判所規則第9号  
昭和34年3月7日最高裁判所規則第3号  
昭和34年12月1日最高裁判所規則第18号  
昭和35年4月26日最高裁判所規則第6号  
昭和36年4月15日最高裁判所規則第3号  
昭和39年3月25日最高裁判所規則第1号  
昭和41年6月10日最高裁判所規則第2号  
昭和42年7月21日最高裁判所規則第9号  
昭和43年7月1日最高裁判所規則第6号  
昭和45年12月1日最高裁判所規則第8号  
昭和46年12月1日最高裁判所規則第12号  
昭和47年7月18日最高裁判所規則第7号  
昭和54年4月5日最高裁判所規則第2号  
昭和62年12月1日最高裁判所規則第6号  
平成元年12月28日最高裁判所規則第5号  
平成13年4月19日最高裁判所規則第4号  
平成16年10月29日最高裁判所規則第18号  
平成17年3月19日最高裁判所規則第8号

家庭裁判所出張所設置規則を次のように定める。

### 家庭裁判所出張所設置規則

1 別表の所在地欄の地に家庭裁判所の出張所を設け、その名称及び管轄区域を同表のとおり定める。

(平元最裁規五・一部改正)

2 家庭裁判所の出張所においては、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第三十一条の三第一項第一号の権限に属する事務を取り扱う。ただし、家庭裁判所は、当該家庭裁判所の出張所において取り扱う事務を同号の権限に属する事務の一部に限ることができる。

(平元最裁規五・全改)

### 附則

1 この規則は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2 第二項に掲げる事務で、この規則施行の際現に家庭裁判所又はその支部において取扱中のものは、当該裁判所又は支部において取り扱うことを妨げない。

附則(昭和二七年六月一二日最高裁判所規則第一四号)

この規則は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附則(昭和二七年一〇月一日最高裁判所規則第二七号)

1 この規則は、昭和二十七年十月十日から施行する。

2 家庭裁判所出張所設置規則第二項に掲げる事務で、この規則施行の際現に宇都宮家庭裁判所大田原支部、静岡家庭裁判所沼津支部、神戸家庭裁判所豊岡支部、金沢家庭裁判所輪島支部、広島家庭裁判所福山支部、岡山家庭裁判所津山支部、松江家庭裁判所浜田支部、福岡家庭裁判所行橋支部、大分家庭裁判所中津支部、熊本家庭裁判所御船支部、仙台

家庭裁判所気仙沼支部、福島家庭裁判所会津若松支部、秋田家庭裁判所大曲支部、旭川家庭裁判所稚内支部、釧路家庭裁判所帯広支部及び松山家庭裁判所宇和島支部において取扱中のものは、当該支部において取り扱うことを妨げない。

附則（昭和二八年四月二三日最高裁判所規則第八号）

この規則は、昭和二十八年六月一日から施行する。

附則（昭和二八年九月四日最高裁判所規則第一五号）

1 この規則は、昭和二十八年十月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に水戸家庭裁判所日立出張所において取扱中の事件に関する事務は、水戸家庭裁判所日立支部において取り扱う。

附則（昭和二九年四月二四日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和二十九年五月一日から施行する。

附則（昭和三〇年三月一日最高裁判所規則第二号）

1 この規則は、昭和三十年四月一日から施行する。

2 家庭裁判所出張所設置規則第二項に掲げる事務で、この規則施行の際現に岐阜家庭裁判所、岡山家庭裁判所、鹿児島家庭裁判所加治木支部、山形家庭裁判所及び松山家庭裁判所宇和島支部において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所又は当該支部において取り扱うことを妨げない。

附則（昭和三〇年七月八日最高裁判所規則第五号）

1 この規則は、昭和三十年八月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に従前の管轄裁判所、管轄支部又は管轄出張所において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所、当該支部又は当該出張所において取り扱う。

附則（昭和三十一年四月三〇日最高裁判所規則第六号）

この規則は、昭和三十一年五月一日から施行する。

附則（昭和三十一年七月四日最高裁判所規則第一一号）

1 この規則は、昭和三十一年八月一日から施行する。

2 家庭裁判所出張所設置規則第二項に掲げる事務で、この規則施行の際現に浦和家庭裁判所、静岡家庭裁判所、奈良家庭裁判所五条支部、山口家庭裁判所岩国支部、鳥取家庭裁判所米子支部、大分家庭裁判所杵築支部、函館家庭裁判所、高松家庭裁判所及び徳島家庭裁判所富岡支部において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所又は当該支部において取り扱うことを妨げない。

附則（昭和三二年四月一八日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附則（昭和三二年一〇月一九日最高裁判所規則第一八号）

1 この規則は、昭和三十三年一月一日から施行する。

2 家庭裁判所出張所設置規則第二項に掲げる事務で、この規則施行の際現に東京家庭裁判所伊豆大島出張所、横浜家庭裁判所、神戸家庭裁判所龍野支部、大津家庭裁判所、富山家庭裁判所高岡支部、広島家庭裁判所尾道支部、岡山家庭裁判所、長崎家庭裁判所大村支部、熊本家庭裁判所八代支部、福島家庭裁判所会津若松支部、青森家庭裁判所野辺地出張所及び高知家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所、当該支部又は当該出張所において取り扱う。

3 この規則施行の際現に札幌家庭裁判所滝川出張所において取扱中の事件に関する事務は、札幌家庭裁判所滝川支部において取り扱う。

附則（昭和三三年一二月五日最高裁判所規則第九号）

1 この規則は、昭和三十四年一月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に青森家庭裁判所十和田出張所において取扱中の事件に関する事務は、青森家庭裁判所十和田支部において取り扱う。

附則（昭和三四年三月七日最高裁判所規則第三号）

この規則は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則（昭和三四年一二月一日最高裁判所規則第一八号）

1 この規則は、昭和三十五年一月一日から施行する。

2 家庭裁判所出張所設置規則第二項に掲げる事務で、この規則施行の際現に山形家庭裁判所米沢支部において取扱中の事件に関する事務は、同支部において取り扱う。

附則（昭和三五年四月二六日最高裁判所規則第六号）

この規則は、昭和三十五年六月一日から施行する。

附則（昭和三六年四月一五日最高裁判所規則第三号）

この規則は、昭和三十六年五月一日から施行する。

附則（昭和三九年三月二五日最高裁判所規則第一号）

- 1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 家庭裁判所出張所設置規則第二項に掲げる事務で、この規則施行の際現に広島家庭裁判所尾道支部、岡山家庭裁判所、鹿児島家庭裁判所及び高知家庭裁判所須崎支部において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所又は当該支部において取り扱う。
- 附則（昭和四一年六月一〇日最高裁判所規則第二号）
- 1 この規則は、昭和四十一年七月一日から施行する。
- 2 家庭裁判所出張所設置規則第二項に掲げる事務で、この規則施行の際現に浦和家庭裁判所川越支部、千葉家庭裁判所、山口家庭裁判所、長崎家庭裁判所厳原支部、鹿児島家庭裁判所名瀬支部及び高知家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所又は当該支部において取り扱う。
- 附則（昭和四二年七月二一日最高裁判所規則第九号）
- この規則は、昭和四十二年七月二十八日から施行する。
- 附則（昭和四三年七月一日最高裁判所規則第六号）
- 1 この規則は、昭和四十三年八月一日から施行する。
- 2 家庭裁判所出張所設置規則第二項に掲げる事務で、この規則施行の際現に熊本家庭裁判所天草支部、鹿児島家庭裁判所、鹿児島家庭裁判所種子島出張所、札幌家庭裁判所室蘭支部、旭川家庭裁判所及び釧路家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所、当該支部又は当該出張所において取り扱う。
- 附則（昭和四五年一二月一日最高裁判所規則第八号）
- 1 この規則は、昭和四十六年一月一日から施行する。
- 2 家庭裁判所出張所設置規則第二項に掲げる事務で、この規則施行の際現に鹿児島家庭裁判所鹿屋支部、釧路家庭裁判所帯広支部及び釧路家庭裁判所本別出張所において取扱中の事件に関する事務は、当該支部又は当該出張所において取り扱う。
- 附則（昭和四六年一二月一日最高裁判所規則第一二号）
- 1 この規則は、昭和四十七年一月一日から施行する。
- 2 家庭裁判所出張所設置規則第二項に掲げる事務で、この規則施行の際現に富山家庭裁判所魚津支部、長崎家庭裁判所及び札幌家庭裁判所浦河支部において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所又は当該支部において取り扱う。
- 附則（昭和四七年七月一八日最高裁判所規則第七号）
- 1 この規則は、昭和四十七年九月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に山口家庭裁判所船木支部において取扱中の事件に関する事務は山口家庭裁判所船木出張所において取り扱い、岡山家庭裁判所玉島支部において取扱中の事件に関する事務は岡山家庭裁判所玉島出張所において取り扱う。
- 附則（昭和五四年四月五日最高裁判所規則第二号）
- この規則は、昭和五十四年四月十日から施行する。
- 附則（昭和六二年一二月一日最高裁判所規則第六号）
- 1 この規則は、昭和六十三年五月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に次の表の上欄に掲げる出張所（以下「廃止出張所」という。）において取扱中の事件に関する事務は、同表の下欄に掲げる家庭裁判所、家庭裁判所の支部又は出張所において取り扱う。

宇都宮家庭裁判所烏山出張所	宇都宮家庭裁判所
神戸家庭裁判所山崎出張所	神戸家庭裁判所龍野支部
岐阜家庭裁判所関出張所	岐阜家庭裁判所
金沢家庭裁判所羽咋出張所	金沢家庭裁判所七尾支部
富山家庭裁判所朝日出出張所	富山家庭裁判所魚津支部
富山家庭裁判所氷見出張所	富山家庭裁判所高岡支部
広島家庭裁判所加計出張所	広島家庭裁判所
広島家庭裁判所因島出張所	広島家庭裁判所尾道支部

広島家庭裁判所甲山出張所	広島家庭裁判所尾道支部
広島家庭裁判所油木出張所	広島家庭裁判所福山支部
山口家庭裁判所美禰出張所	山口家庭裁判所船木出張所
山口家庭裁判所久賀出張所	山口家庭裁判所柳井支部
岡山家庭裁判所備前出張所	岡山家庭裁判所
岡山家庭裁判所井原出張所	岡山家庭裁判所笠岡支部
岡山家庭裁判所美作出張所	岡山家庭裁判所津山支部
鳥取家庭裁判所黒坂出張所	鳥取家庭裁判所米子支部
福岡家庭裁判所豊前出張所	福岡家庭裁判所行橋支部
長崎家庭裁判所大瀬戸出張所	長崎家庭裁判所
大分家庭裁判所国東出張所	大分家庭裁判所杵築支部
大分家庭裁判所三重出張所	大分家庭裁判所竹田支部
大分家庭裁判所宇佐出張所	大分家庭裁判所中津支部
熊本家庭裁判所矢部出張所	熊本家庭裁判所御船支部
鹿児島家庭裁判所大根占出張所	鹿児島家庭裁判所鹿屋支部
仙台家庭裁判所志津川出張所	仙台家庭裁判所気仙沼支部
福島家庭裁判所喜多方出張所	福島家庭裁判所会津若松支部
山形家庭裁判所村山出張所	山形家庭裁判所
函館家庭裁判所瀬棚出張所	函館家庭裁判所八雲出張所
旭川家庭裁判所羽幌出張所	旭川家庭裁判所留萌支部
釧路家庭裁判所厚岸出張所	釧路家庭裁判所
釧路家庭裁判所池田出張所	釧路家庭裁判所帯広支部
釧路家庭裁判所広尾出張所	釧路家庭裁判所帯広支部
高松家庭裁判所大内出張所	高松家庭裁判所
高知家庭裁判所本山出張所	高知家庭裁判所
高知家庭裁判所赤岡出張所	高知家庭裁判所
高知家庭裁判所窪川出張所	高知家庭裁判所須崎支部
高知家庭裁判所宿毛出張所	高知家庭裁判所中村支部
松山家庭裁判所野村出張所	松山家庭裁判所宇和島支部

3 この規則施行の際現に従前の管轄出張所（廃止出張所を除く。）において取扱中の事件に関する事務は、当該出張所において取り扱う。

附則（平成元年一二月二八日最高裁判所規則第五号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、

同日後の日であつて別に最高裁判所規則で定める日から施行する。

(札幌家庭裁判所苫小牧出張所に関する部分は、平成五年最高裁判所規則第一号により、平成五年四月一日から施行)

(横浜家庭裁判所相模原出張所に関する部分は、平成六年最高裁判所規則第一号により、平成六年四月一日から施行)

(出張所の廃止に伴う経過措置)

5 第二条及び第四条の規定の施行の際現にこの規則により廃止される家庭裁判所の出張所において取扱中の事件に関する事務は、この規則により当該出張所の管轄区域を管轄することとなる家庭裁判所の支部において取り扱う。

附則(平成一三年四月一九日最高裁判所規則第四号)

この規則は、平成十三年五月一日から施行する。

附則(平成一六年一〇月二九日最高裁判所規則第一八号)

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

附則(平成一七年三月一九日最高裁判所規則第八号)

この規則は、平成十七年三月二十一日から施行する。

別表(平元最裁規五・全改、平一三最裁規四・一部改正、平一六最裁規一八・一部改正、平一七最裁規八・一部改正)

名称	所在地	管轄区域
東京家庭裁判所八丈島出張所	東京都八丈支庁管内八丈町	八丈島簡易裁判所管轄区域
東京家庭裁判所伊豆大島出張所	東京都大島支庁管内大島町	伊豆大島簡易裁判所管轄区域 新島簡易裁判所管轄区域
さいたま家庭裁判所久喜出張所	久喜市	久喜簡易裁判所管轄区域
さいたま家庭裁判所飯能出張所	飯能市	飯能簡易裁判所管轄区域
千葉家庭裁判所市川出張所	市川市	市川簡易裁判所管轄区域
前橋家庭裁判所中之条出張所	群馬県吾妻郡中之条町	中之条簡易裁判所管轄区域
静岡家庭裁判所熱海出張所	熱海市	熱海簡易裁判所管轄区域
静岡家庭裁判所島田出張所	島田市	島田簡易裁判所管轄区域
長野家庭裁判所飯山出張所	飯山市	飯山簡易裁判所管轄区域
長野家庭裁判所木曾福島出張所	長野県木曾郡木曾福島町	木曾福島簡易裁判所管轄区域
長野家庭裁判所大町出張所	大町市	大町簡易裁判所管轄区域
新潟家庭裁判所村上出張所	村上市	村上簡易裁判所管轄区域
新潟家庭裁判所十日町出張所	十日町市	十日町簡易裁判所管轄区域
新潟家庭裁判所柏崎出張所	柏崎市	柏崎簡易裁判所管轄区域
新潟家庭裁判所南魚沼出張所	南魚沼市	南魚沼簡易裁判所管轄区域
新潟家庭裁判所糸魚川出張所	糸魚川市	糸魚川簡易裁判所管轄区域
神戸家庭裁判所浜坂出張所	兵庫県美方郡浜坂町	浜坂簡易裁判所管轄区域
奈良家庭裁判所吉野出張所	奈良県吉野郡大淀町	吉野簡易裁判所管轄区域
大津家庭裁判所高島出張所	高島市	高島簡易裁判所管轄区域

和歌山家庭裁判所妙寺出張所	和歌山県伊都郡かつらぎ町	妙寺簡易裁判所管轄区域 橋本簡易裁判所管轄区域
津家庭裁判所尾鷲出張所	尾鷲市	尾鷲簡易裁判所管轄区域
岐阜家庭裁判所郡上出張所	郡上市	郡上簡易裁判所管轄区域
岐阜家庭裁判所中津川出張所	中津川市	中津川簡易裁判所管轄区域
福井家庭裁判所小浜出張所	小浜市	小浜簡易裁判所管轄区域
金沢家庭裁判所珠洲出張所	珠洲市	珠洲簡易裁判所管轄区域
富山家庭裁判所砺波出張所	砺波市	砺波簡易裁判所管轄区域
山口家庭裁判所柳井出張所	柳井市	柳井簡易裁判所管轄区域
山口家庭裁判所船木出張所	宇部市	船木簡易裁判所管轄区域
岡山家庭裁判所玉野出張所	玉野市	玉野簡易裁判所管轄区域
岡山家庭裁判所児島出張所	倉敷市児島小川一丁目	児島簡易裁判所管轄区域
岡山家庭裁判所玉島出張所	倉敷市玉島一丁目	玉島簡易裁判所管轄区域
岡山家庭裁判所笠岡出張所	笠岡市	笠岡簡易裁判所管轄区域
松江家庭裁判所雲南出張所	雲南市	雲南簡易裁判所管轄区域
松江家庭裁判所川本出張所	島根県邑智郡川本町	川本簡易裁判所管轄区域
福岡家庭裁判所甘木出張所	甘木市	甘木簡易裁判所管轄区域
佐賀家庭裁判所鹿島出張所	鹿島市	鹿島簡易裁判所管轄区域
長崎家庭裁判所諫早出張所	諫早市	諫早簡易裁判所管轄区域
長崎家庭裁判所新上五島出張所	長崎県南松浦郡新上五島町	新上五島簡易裁判所管轄区域
長崎家庭裁判所上県出張所	対馬市	上県簡易裁判所管轄区域
大分家庭裁判所豊後高田出張所	豊後高田市	豊後高田簡易裁判所管轄区域
熊本家庭裁判所高森出張所	熊本県阿蘇郡高森町	高森簡易裁判所管轄区域
熊本家庭裁判所御船出張所	熊本県上益城郡御船町	御船簡易裁判所管轄区域
熊本家庭裁判所水俣出張所	水俣市	水俣簡易裁判所管轄区域
熊本家庭裁判所牛深出張所	牛深市	牛深簡易裁判所管轄区域
鹿児島家庭裁判所種子島出張所	西之表市	種子島簡易裁判所管轄区域
鹿児島家庭裁判所屋久島出張所	鹿児島県熊毛郡上屋久町	屋久島簡易裁判所管轄区域
鹿児島家庭裁判所徳之島出張所	鹿児島県大島郡徳之島町	徳之島簡易裁判所管轄区域
鹿児島家庭裁判所大口出張所	大口市	大口簡易裁判所管轄区域
鹿児島家庭裁判所指宿出張所	指宿市	指宿簡易裁判所管轄区域

宮崎家庭裁判所日向出張所	日向市	日向簡易裁判所管轄区域
宮崎家庭裁判所高千穂出張所	宮崎県西臼杵郡高千穂町	高千穂簡易裁判所管轄区域
福島家庭裁判所棚倉出張所	福島県東白川郡棚倉町	棚倉簡易裁判所管轄区域
福島家庭裁判所田島出張所	福島県南会津郡田島町	田島簡易裁判所管轄区域
山形家庭裁判所赤湯出張所	南陽市	赤湯簡易裁判所管轄区域
山形家庭裁判所長井出張所	長井市	長井簡易裁判所管轄区域
盛岡家庭裁判所久慈出張所	久慈市	久慈簡易裁判所管轄区域
盛岡家庭裁判所大船渡出張所	大船渡市	大船渡簡易裁判所管轄区域
秋田家庭裁判所鹿角出張所	鹿角市	鹿角簡易裁判所管轄区域
秋田家庭裁判所角館出張所	秋田県仙北郡角館町	角館簡易裁判所管轄区域
青森家庭裁判所むつ出張所	むつ市	むつ簡易裁判所管轄区域
青森家庭裁判所野辺地出張所	青森県上北郡野辺地町	野辺地簡易裁判所管轄区域
札幌家庭裁判所夕張出張所	夕張市	夕張簡易裁判所管轄区域
札幌家庭裁判所静内出張所	北海道静内郡静内町	静内簡易裁判所管轄区域
函館家庭裁判所松前出張所	北海道松前郡松前町	松前簡易裁判所管轄区域
函館家庭裁判所八雲出張所	北海道山越郡八雲町	八雲簡易裁判所管轄区域
函館家庭裁判所寿都出張所	北海道寿都郡寿都町	寿都簡易裁判所管轄区域
旭川家庭裁判所深川出張所	深川市	深川簡易裁判所管轄区域
旭川家庭裁判所富良野出張所	富良野市	富良野簡易裁判所管轄区域
旭川家庭裁判所中頓別出張所	北海道枝幸郡中頓別町	中頓別簡易裁判所管轄区域
旭川家庭裁判所天塩出張所	北海道天塩郡天塩町	天塩簡易裁判所管轄区域
釧路家庭裁判所本別出張所	北海道中川郡本別町	本別簡易裁判所管轄区域
釧路家庭裁判所遠軽出張所	北海道紋別郡遠軽町	遠軽簡易裁判所管轄区域
釧路家庭裁判所標津出張所	北海道標津郡標津町	標津簡易裁判所管轄区域
高松家庭裁判所土庄出張所	香川県小豆郡土庄町	土庄簡易裁判所管轄区域
徳島家庭裁判所牟岐出張所	徳島県海部郡牟岐町	牟岐簡易裁判所管轄区域
徳島家庭裁判所池田出張所	徳島県三好郡池田町	徳島池田簡易裁判所管轄区域
松山家庭裁判所愛南出張所	愛媛県南宇和郡愛南町	愛南簡易裁判所管轄区域

	南町	
--	----	--